

副業・兼業の促進に関するガイドライン等の参考情報

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」については、「令和4年度労働行政のあらまし」（広島労働局）において、柔軟な働き方がしやすい環境整備、副業・兼業を行える環境整備のため、事業主に対し、周知を図るとされているものです。

既に、当HPにおいて、R3/5/7及びR3/7/27で紹介したところですが、厚生労働省から7月13日に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等を改定しましたと発表されましたので、その概要をお知らせします。

今回の改定は、副業・兼業を希望する労働者が、適切な職業選択を通じ、多様なキャリア形成を図っていくことを促進するためとされ、副業・兼業に関する情報の公表について、企業は、労働者の多様なキャリア形成を促進する観点から、職業選択に資するよう、副業・兼業を許容しているか否か、また条件付許容の場合はその条件について、自社のホームページ等において公表することが望ましいとされ、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」及び「『副業・兼業の促進に関するガイドライン』Q&A」が改定されています。

- [「副業・兼業の促進に関するガイドライン」](#)（令和4年7月8日改定版）
[PDF形式：352KB] （20頁）
- [「『副業・兼業の促進に関するガイドライン』Q&A」](#)（令和4年7月改定版）
[PDF形式：1254KB] （60頁）

（参考）

[労働行政運営方針・労働行政のあらまし](#)（広島労働局HPへ遷移します）

[令和4年度 広島労働局行政運営方針](#)

[令和4年度 労働行政のあらまし](#)

厚生労働省の「副業・兼業」に関する特集（厚生労働省HPへ遷移します）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

【変更箇所】

○ 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」

変更された箇所は、次の 5 箇所

- ・表紙 追加 (令和 4 年 7 月改定)
- ・ p 02 目次 追加
(4) 副業・兼業に関する情報の公表について・・・ 17
- ・ p 06 本文 追加 (下線部)
3 企業の対応
(1) 基本的な考え方
11 行目
により不利益な取扱いをすることはできない。加えて、企業の副業・兼業の取組を公表することにより、労働者の職業選択を通じて、多様なキャリア形成を促進することが望ましい。
- ・ p 17 本文 下から 4 行 追加 (下線部)
(4) 副業・兼業に関する情報の公表について
企業は、労働者の多様なキャリア形成を促進する観点から、職業選択に資するよう、副業・兼業を許容しているか否か、また条件付許容の場合はその条件について、自社のホームページ等において公表することが望ましい。
- ・ p 18 本文 追加 (下線部)
4 労働者の対応
(1) 労働者は、・・・
7 行目
る。なお、適切な 副業・兼業先を 選択する 観点からは、自らのキャリアを念頭に、企業が 3 (4) により自社のホームページ等において公表した副業・兼業に関する情報を参考にすることや、ハローワークにおいて求人内容の適法性等の確認作業を経て受理され、公開されている求人について求職活動を行うこと等も有効で

○ 「『副業・兼業の促進に関するガイドライン』 Q & A」

変更された箇所は、次の 4 箇所

- ・表紙 追加 追加 (下線部)
厚生労働省において策定した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(平成 30 年 1 月策定、令和 2 年 9 月改定、令和 4 年 7 月改定)の補足資料として、Q & A をまとめています。
- ・表紙 変更
(2021.7) ⇒ (2022.7)
- ・ p 01 目次 変更
目次の表の頁欄の数字 7 ⇒ 8 以降
目次 p 04 の頁欄の数字 56 ⇒ 57 まで、それぞれ繰り下がっている。
- ・ p 05 目次 追加
4. 副業・兼業に関する情報の公表
項目と表が追加され、58 頁、59 頁が追加されている。